誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

大分県知事　佐 藤 樹 一 郎　殿

申　込　者
(住　　所)
(商号・名称)
(フリガナ)
(氏　　名)
(生年月日)　　年　　月　　日(男・女)

私は、下記の１から４の事項について誓約します。
もし、下記事項１から４に該当した場合は、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について何ら異存はありません。
なお、入札参加資格又は県有財産借受申込資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）について貴県が大分県警察本部に照会することに同意します。

記

１　地方自治法施行令第１６７条の４第１項第１号から第３号（別紙ア）に該当しておりません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第７号（別紙ア）に該当しておりません。

３　自己又は自己の役員等（注）は、次のいずれにも該当しません。
（注）役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団員が役員となっている事業者
（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

４　３の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

別　紙

ア【地方自治法施行令】

（一般競争入札の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

①　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

①　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
⑦　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

イ【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

②　暴力団
　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
⑥　暴力団員
　暴力団の構成員をいう。